

令和5年5月19日一部訂正

向浜地区脱炭素先行地域づくり事業の実施事業者の選定に係る  
公募型プロポーザル審査実施要領

令和5年5月  
秋 田 市

## 1 趣旨

令和4年度に、本市と秋田県で共同提案した向浜地区における脱炭素化の取組「秋田県流域下水道を核に資源と資産活用で実現する秋田の再エネ地域マイクログリッド」が環境省の「脱炭素先行地域」に選定された。

このうち、本市では、「秋田市汚泥再生処理センター」（以下「センター」という。）敷地内において、P P A事業の手法を活用した「向浜地区脱炭素先行地域づくり事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、実施事業者の選定に必要な公募要件を定めるものである。

## 2 公募概要

### (1) 公募スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールは事務局により変更できるものとし、変更があった場合は速やかに本市ウェブサイトにて公表する。

ア 質問受付期間： 5/17～5/24

イ 質問事項回答日： 5/29

ウ 参加承認申請書受付期間： 5/30～6/6

エ プロポーザル参加承認決定通知： 6/9

オ 企画提案書受付期間： 6/12～6/23

カ 審査実施日： 6/30

キ 事業者決定日： 7月上旬（予定）

ク 契約締結日： 8月中旬（予定）

### (2) 事業概要

「向浜地区脱炭素先行地域づくり事業業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

## 3 プロポーザルへの参加資格

### (1) 単体事業者

本プロポーザルに参加できる単体事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

ウ ~~本市の競争入札参加資格を有する者であること。削除~~

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立て、又は

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

カ 参加承認申請日時点において、納期限の到来した国税および地方税に未納がないこと。

キ 電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）の免状を有する者がいること。

ク 平成30年度から令和4年度までの期間において、本事業と類似する事業（高圧施設における太陽光発電設備等の工事、設備設計および導入業務）の履行実績を1件以上有すること。

ただし、実績は公共事業、民間事業を問わないこととする。

ケ 企画提案書に基づく本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

## (2) 共同事業体

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 共同事業体を構成する事業者のそれぞれが、3(1)に掲げる要件をすべて満たすこと。

ただし、3(1)キおよびクについては、共同事業体を構成する事業者のいずれかが満たすことで足りるものとする。

イ 共同事業体の代表者が、協定書において明らかにされていること。

なお、協定書には、共同事業体を構成する各事業者の代表者が押印し、各事業者の役割分担および活動割合が詳細かつ明確に記載されていることを要する。

ウ 共同事業体を構成する各事業者が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、それを構成する事業者）でないこと。

エ 参加承認申請受付期間終了後、共同事業体を構成する事業者の変更および追加は、原則として認めない。

## 4 質問の受付および回答

本事業の実施内容に関する質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

### (1) 質問受付期間

令和5年5月17日（水）から令和5年5月24日（水）17時まで

### (2) 提出方法

質問書は電子メールにて受け付ける。件名は「向浜地区脱炭素先行地域づくり事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、平日8時30分から17時15分までに電話により提出先へ確認すること。質問書を受け付けた場合は、電子メールにて質問書受付確認の通知をする。

(3) 提出先

E-mail:ro-evmn@city.akita.lg.jp

TEL : 018-888-5704

(4) 質問に対する回答

令和5年5月29日(月)17時までに、(5)に掲げるウェブサイト上にすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない。)

なお、この回答は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

(5) 回答掲載先

URL:<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006073/1036618.html>

(6) その他

提出期限までに到達しなかった質問に対しては、回答しない。

また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

5 プロポーザル参加承認申請について

原則として、紙資料にて各3部提出すること。

また、次に掲げる(1)から(8)までの書類の他に本市が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体(CD-R)を求める場合がある。

(1) 参加承認申請書

様式第2号に必要事項を記入し、提出すること。

また、共同事業体を結成して参加する場合は、共同事業体協定書も合わせて提出すること。(様式は任意)

(2) 会社概要

様式第3号に会社名、所在地、代表者氏名、創立年、資本金、従業員数、特記事項等の必要事項を記入し、提出すること。

なお、共同事業体の場合は、構成する各事業者についても同様に提出すること。

(3) 参加資格に係る書類

次の書類を添付すること。なお、共同事業体の場合は、構成する各事業者についても同様に添付すること。ただし、イおよびウに関しては該当する事業者に係る書類を添付することで足りる。

ア 誓約書

様式第4号を提出するに当たり、3に定めるプロポーザルへの参加資格を十分に確認し、事実と相違ないことを確約すること。

イ 類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる写しのみで良い)

ウ 電気主任技術者の免状の写し

エ 登記事項証明書、印鑑証明書

オ 貸借対照表および損益計算書

カ 納税証明書（国税・地方税等）

(ア) 国税：未納の税額がないことの証明（その3）

(イ) 市税：完納証明書（市内に事業所がある場合に限る。）

(4) 提出期間

令和5年5月30日（火）から令和5年6月6日（火）17時まで

(5) 提出先

住所：〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

宛先：事務局（秋田市環境部環境総務課地球温暖化対策担当）

TEL：018-888-5704

(6) 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）とする。

(7) プロポーザル参加承認申請の流れについて

プロポーザル参加承認申請があったときは、3に定めるプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、プロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）又はプロポーザル参加不承認決定通知書（様式第6号）を通知する。

(8) その他

ア 参加資格があると認めた者に対し、センターの図面（敷地図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書およびセンターの1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報、供給単価の参考値等を提供する。

イ 参加承認申請書提出後に参加を取りやめる場合は、事務局へ連絡すること。

## 6 プレゼンテーションによる審査

(1) 企画提案書の提出

プロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）により参加の承認を決定された者はプレゼンテーションによる審査に当たり、次のとおり企画提案書等を提出すること。

ア 提出期間

令和5年6月12日（月）から令和5年6月23日（金）17時まで

イ 提出先

住所：〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

宛先：事務局（秋田市環境部環境総務課地球温暖化対策担当）

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）とする。

エ 提出書類

次に掲げる(ア)から(カ)までの書類について、製本したものを8部提出すること。

(ア) 企画提案書表紙（様式第7号）

- (イ) 事業実施内容（様式第8号）
- (ウ) 事業実施体制（様式第9号）
- (エ) 過去の類似業務実績 概要（様式第10号）
- (オ) チェックリスト（様式第11号）
- (カ) 参考見積書

環境省で公表している「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表1-4・対象経費）」を参考に作成すること。

オ その他

プロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）を通知していない者からの企画提案は受け付けない。

(2) 事業実施内容（様式第8号）の作成について

別添業務仕様書を参照の上、次に掲げるアからケまでの内容で作成すること。

ア 事業実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

センターにおける想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）およびパワーコンディショナーの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

センターにおける想定設備容量（蓄電池定格出力（kW）および容量（kWh））を検討すること。

エ 発電し、供給する電力量および二酸化炭素排出削減量

(ア) センターにおける発電し、供給する電力量を検討すること。

(イ) 想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を示すこと。

(ウ) 二酸化炭素排出削減量は、一年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、 $0.496 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ を使用すること。

オ 設備設置仕様

(ア) 太陽光発電設備等の設置場所、設置方法（架台等）および検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

(イ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

(ウ) 太陽光発電設備等は塩害による影響を考慮し、重耐塩害仕様にする事。

(エ) 太陽光発電設備等の設置場所はプロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）送付後に提示する資料に記載している範囲とする。

なお、範囲内には、地下約10mの深さに秋田県流域下水道の下水道管が埋設されていることに留意すること。

カ 非常時および停電時に利用可能なシステム

次に掲げる(ア)から(ウ)までの内容含め、非常時および停電時の利用方法を

提示すること。

(ア) 非常時および停電時のシステム構成図

(イ) 非常時および停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作および配線作業の要否等）

(ウ) 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ 提案単価および発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

(ア) 単価は事業期間中一定とし、本市が提示した参考価格を基に提案すること。参考価格は、プロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）送付後に提示する。単価は、消費税および地方消費税を含む小数点以下第2位までの価格で提案すること。

なお、この金額には電力供給に必要な一切の諸経費を含むこととする。

(イ) 電気料金の概算については、運転期間20年間分の電気料金シミュレーション等を示すとともに、運転期間中における本市の負担として算出すること。

ク 電気料金シミュレーション等について

次の(ア)から(ケ)までの項目を記載すること。

(ア) 発電量

(イ) 供給量

(ウ) 発電供給率

(エ) 二酸化炭素排出削減量

(オ) 保守および維持管理費

(カ) 事業終了後の撤去費用の積立金額等

(キ) 上記費用の一切を含めた総費用

(ク) エネルギーコスト

総費用を20年間で除した値（年間）と外部電力供給量に現在契約している電気料金を掛けた値の合算値のことであり、事業実施内容（様式第8号）に計算表があるため、必要な数値を入れ算出すること。

(ケ) 提案単価

ケ その他独自の提案

環境学習やさらなる二酸化炭素排出量削減に資する取組等の提案

(3) 事業実施体制（様式第9号）の作成について

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本事業に従事予定の総括責任者、担当者、それぞれの関係や役割分担を示した図、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フローおよび運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 地域内の業者の活用の提案

エ 運転期間における設備の電気保安監督管理

運転期間における設備の電気保安監督管理については、本市がセンターの電気保安監督業務を外部委託していることに留意し、円滑な対応を行えるような維持管理計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制を提案すること。

オ 企画提案者の経営状況（過去5年間）

カ 工事費、運転管理、維持管理および撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適応範囲、その他の対策等を記載すること。

ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中および撤去までにかかり設定するすべての保証内容

(4) 過去の類似業務実績 概要（様式第10号）の作成について

事業履行実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる写しのみで良い）

(5) チェックリスト（様式第11号）の作成について

様式第7号から様式第11号に記載したものに○をつけること。

(6) 企画提案書作成に当たっての留意事項

業者が特定できる要素（企業名・ロゴ等）の記載については禁止とする。

提出された企画提案書に基づいて評価を行うことから、事業内容や考え方などを具体的に分かりやすく記載すること。

ア 枚数はA4版、片面印刷で10頁以内とし、頁の通し番号を付すこと。

イ 企画提案書は簡潔にまとめること。

ウ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

エ A4版を基本とすること。一部A3版を認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

オ 文字サイズは12pt以上に設定し、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

カ 表紙、目次および参考見積書は頁数に含まない。

キ 提案内容は、1提案者につき1案までとし、確実に実現できる範囲で記載すること。

ク 1案の中に2通り以上の解釈ができるような記載は認めない。

ケ 本市が必要と判断した事項については、随時情報提供することとし、事業者はその事項に留意するものとする。

(7) 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、審査委員会において、プレゼンテーションにより審査する。

ア 審査委員会（プレゼンテーション）の開催日および会場



開催日：令和5年6月30日（金）

場 所：秋田市役所内（予定）

※開催方等の詳細については、開催日より前の令和5年6月下旬に、参加承認申請書に記載された電子メールに通知することとする。

※応募状況により、上記以外の日程で審査委員会を開催する場合がある。

#### イ プレゼンテーションおよび質疑応答

参加資格を有すると認められた者に対して、企画提案書等に基づき、プレゼンテーションおよび質疑応答を実施する。

##### (ア) プレゼンテーションおよび質疑応答時間

1者につき、30分（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分）とする。

なお、当日出席する者は本業務の総括責任者を含む4名までとする。

##### (イ) プレゼンテーション使用機器等

プレゼンテーション時に使用するプロジェクターおよびスクリーンは本市で準備するが、その他必要な機器については、あらかじめ相談するものとする。

##### (ウ) 選定に係る留意事項

審査委員会は非公開とし、審査結果に対する意義申立ては一切受け付けない。

#### (8) 選定手続

審査に当たっては、審査委員会の各委員が7審査基準に基づき、提出された企画提案書等の内容について審査および評価を行い、出席委員の評価点数の合計得点が基準点を超え、かつ最も高い提案者を第1位順位（事業候補者）として決定するものである。

第1位順位の合計得点が同点の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施する。

#### (9) 基準点

基準点は配点の合計得点の6割を超えることをいう。

#### (10) 選定結果の通知

選定結果については、書面の郵送を持って通知するとともに秋田市ウェブサイト上に掲載する。ただし、第1位順位については、事業者名および点数の掲載とし、その他の者は事業者名を伏せ、点数のみの掲載とする。

### 7 審査基準

別添「審査基準」に定めるとおりとする。

### 8 契約等

#### (1) 契約方法について

契約は、本事業の公募型プロポーザル審査により事業候補者と決定された者と随意契約を行う。

契約締結後、スケジュールに従い、速やかに取り組むこと。

(2) 事業費用の支払いについて

ア 本事業で契約締結した事業候補者は、事業費用の内、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付の決定額の範囲内において、補助金の交付を受けることができる。

イ アに掲げる補助金の交付を受けた場合は、運転開始日から終了日までの期間、契約単価の減額による方法で、本市へ補助金相当額を還元すること。

(3) 事業期間中の支払について

太陽光発電設備等の運転開始日から20年間、検針日に基づき、毎月使用した電力量に応じた光熱費を事業者を支払うこととする。

なお、電力使用量は検定を受けた電力量計により計測するものとする。

(4) 契約の締結について

選定した事業候補者と業務仕様書に基づき、詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について、本市の確認を受けた後、確定とする。なお、協議が不調に終わった場合や、9失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) その他

契約締結において、必要と判断された内容については別途定める。

## 9 失格要件

参加承認申請書提出後に次のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

## 10 その他

- (1) プロポーザルに係る書類作成および提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 事業の企画提案、実施に当たっては、本市が定める業務仕様書、本実施要領等の規定を遵守するとともに、環境省で公表している「地域脱炭素移行・再エ

ネ推進交付金実施要領」および「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」の規定を十分に確認の上、反映・実現させること。

(3) 環境省で公表している「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）」のうち、太陽光発電設備の交付要件にも記載しているとおり遵守すること。

(4) 本要領に記載のない事項については別途協議の上、決めることとする。

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したことならびに第三者の著作権、著作人格権およびその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(6) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(7) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と事業候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。